

個人情報保護委員会 特定任期付職員（弁護士）の募集について

令和8年4月17日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく監視・監督（指導・助言、法令違反に対する勧告・命令等）に関する業務に従事する弁護士を募集します。主な職務内容及び募集要項は次のとおりです。

◎募集要項

1 募集人員及び主な職務内容 若干名

- (1) 個人情報保護法及び番号法に基づく監視・監督に係る企画・立案に関する業務
- (2) 個人情報保護法及び番号法に基づく監視・監督業務に関する諸課題の法律的な検討
- (3) 個人情報保護法及び番号法に基づく監視・監督（執行）業務に関する法律的な観点からの支援等

2 資格等

弁護士資格を有する者で、個人情報保護法及び番号法に関する専門的知識を有する者

ただし、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - イ. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ. 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ハ. 日本国憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の国家公務員として採用されます。

※国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

4 給与

基本給：民間での実績に対する一般的な評価額、前職の給与等を勘案し、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律に基づき決定のうえ支給

諸手当：地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当

（扶養手当、住居手当、超過勤務手当などは支給されません。）

※出張する際には出張旅費が支給されます。

- 5 勤務地 個人情報保護委員会事務局
(東京都港区虎ノ門二丁目2-3 虎ノ門アルセアタワー12階)
- 6 任用期間 令和8年4月以降の採用日から2年間(予定)
※詳細については、相談のうえ決定。なお、必要に応じて、採用日から5年を超えない範囲内において任期の更新があり得ます。
- 7 勤務時間 原則として9時30分～18時15分(週5日、土日祝日及び年末年始を除く)

◎応募方法等

1 提出書類

履歴書 1通

- ・ 写真(3か月以内に撮影したもの)貼付
 - ・ 義務教育後の学歴、職務経歴(期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等)、公務に有用と考えられる資格の取得状況を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先(電話番号、メールアドレス等)を必ず明記
- ※ 履歴書の様式については、応募受付後の確認メールにてご案内いたします。
※ 応募書類は返却いたしません。(責任放棄)

2 応募方法

以下の個人情報保護委員会ホームページに掲載のフォームより、氏名、連絡先を記入し、送信してください。

<個人情報保護委員会 HP : その他の採用>

<https://www.ppc.go.jp/news/recruit/other/>

ご登録いただいたメールアドレス宛に、当委員会より提出資料の様式、書類の提出方法についてご案内をお送りさせていただきます。

3 応募締切

随時受付とします。ただし、採用者が決定され次第、公募を終了しますので、あらかじめご了承ください。

4 試験等

書類選考後、面接試験を実施のうえ採否を決定します。
書類選考合格者には、面接日時を個別に通知します。

5 問合せ先

個人情報保護委員会事務局総務課 人事係
電話 03-6457-9617

東京都港区虎ノ門二丁目2-3 虎ノ門アルセアタワー12階

6 個人情報の取扱い

ご提出いただいた履歴書等の個人情報は、採用活動の目的にのみ利用します。また、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱います。